

○第1回跡地利活用検討部会（吉田小学校区）協議概要

令和4年7月27日（水）14:00～15:40

吉田公民館 第1会議室

出席者 教育総務課長・同課課長補佐・同課課長補佐兼施設係長・同課総務係長・同課総務係主査・生涯学習課課長補佐・企画課課長補佐、同課企画係長
吉田小学校区跡地利活用検討部会委員5名（欠席1名）
オブザーバー4名

1. 教育総務課長あいさつ

令和6年度4月の吉田統合小学校の開校に向けて準備を進めている。統合準備協議会の下部組織である跡地利活用検討部会の第1回目の開催であり、意見を伺いながら説明、協議を進めさせていただきたい。

2. 事務局出席者及び各委員紹介

司会による事務局職員及び各委員を紹介し、オブザーバーからも自己紹介していただく。

3. 説明事項

説明事項に移る前に、跡地利活用検討部会の目的である廃校後の施設利活用を検討していくこと及び跡地利活用検討部会の統合準備協議会での位置づけを説明する。また、跡地利活用の基本方針についても、地域住民の意向を尊重することが原則となっているが、市の所有財産である以上、公共施設のマネジメントや地域経済の発展といった視点も加え、地元と市でアイデアを出し合って、地区の活性化を見いだしていきたい旨を説明する。

（1）及び（2）宇和島市学校跡地施設利活用基本方針（概要版）

地域住民の意向を尊重することを原則としつつ、公共施設のマネジメントの観点や地域経済の発展の観点から市民全体の利益にかなうものとする必要があるという基本方針を説明する。

また、宇和島市内の現在の検討対象施設である10校の情報を説明する。

続いて、利活用に向けた方針として、「1. 地域による活用」、「2. 公共・公用施設として活用」、「3. 公共的団体等による活用」、「4. 民間事業者等による活用」、「5. 除去（売却）等の実施」を説明する。優先順位についても、「地域による活用」と「公共施設として活用」、次に「公共的団体による活用」、「民間事業者等による活用」、「除去等の実施」の順である旨の説明を行う。

また、市内廃校の活用事例として、災害用物資及び地域行事の備品類の保管場所や地域交流レストランとして社会福祉法人が運営しているケース、災害時の指定避難場所として指定されている事例を示す。

その他、全国での活用事例として、廃校施設等活用事例集を配布する。平成22年9月に文科省が「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げていることを説明する。

また、社会体育施設等の利用に関連して、新中学校校舎を建築する間、吉田高校の第2グラウンドを借りて学校運営をしていく予定であると説明する。その間、吉田高校サッカー一部の部活動の候補地の1つとして考えている旨を説明する。

○意見・質問等はないか問う。

Q 吉田地区の全町民にアンケートをとれば良い案が出てくる可能性もあると思う。

A お手数をかけて申し訳ないが、他校区でもそうであるように委員の皆様にご利用方法案のとりまとめをお願いしたい。事務局は、地元の皆様が考える案について必要な助言や支援をさせていただく。地区によって事情も違うので、事務局から指示はせず、委員の皆様で自由に協議をしていただけたら良い。

Q 吉田校区でいつ廃校になるかを知らない人も多いと思う。もう少し輪を広げて大勢の人から知恵を借りるということも大事だと思う。

Q-2 今回参加いただいたオブザーバーは農協や地区社協、NPO法人に所属する方だが、その他にも例えば、商工会関係や漁協関係、子育てのことなら保護者の方にも加わっていただき幅広く意見を聞きながらやっていきたい。団体に所属していない方でも案を持たれている方もいるかもしれないため、意見を聞いてみたい方がいれば委員に言っていただきたい。

A 地元関係者にオブザーバーとして参加いただくことは可能である。オブザーバーの選考は、地元の皆様で検討していただきたい。

Q このような会議は何回も開催していくのか。

A 毎月1回といったように定期的に開催するということはない。事務局からは有用な情報等があれば、このような会議又は電話、書面でお知らせする。地元を含めて委員にはある程度の利活用案がまとまったら事務局にご連絡いただき、事務局も案について各担当が揃って案について助言をさせていただく。協議すべき事項があれば数回開催し、案が固まっていれば、最終的には要望書といった書類手続きの説明もさせていただく。利活用検討にあたっては、廃校後しばらくして利活用案がでてきた事例もあり、廃校となる令和6年の4月までに必ず決めておかなければいけないものではない。

Q 公共的団体というのは農協や漁協、商工会等がある。例えば、農協の女性部が利活

用を行う場合は公共的団体になるのだろうか。農協という肩書きのもとで農協女性部が利活用を行うことは公共的団体等の活用の取扱いとなるのか、それとも、地域での利活用の取扱いになるのか。

A どこまでが公共的団体かということの取り決めはしていない。

Q 例えば、近々、浦知小学校に民間企業が入る話を聞いた。地域がその民間企業に来ていただきたいという場合は地域の利活用ということになるのか、あくまで民間の収益企業であるため民間事業者による活用ということになるのか、区別はどのようになるのだろうか。

Q-2 浦知小学校の事例であれば、「地域による活用」に該当するという事だろうか。

A 浦知小学校の例は、「地域による活用」に該当する。閉校後も平成26年に浦知小学校の活用を考えていこうという協議会が利活用を考えてきた。その協議会のなかの一事業として民間企業が一緒に行うというイメージである。利用案を出していただいて、利活用検討案の内容に応じて助言させていただく。

Q 利用頻度やどのくらい地元の人が来たら良いというような基準はあるのか。来る人が少なくても少しずつ活動するのは大丈夫なのだろうか。

A どのような事業展開をするかによると思う。最終的に、無償若しくは有償で貸付契約を結ぶため、事業内容を誰が行うのかということを考えなければいけない。

Q カテゴリーの分類の「1」から「4」まで同時に入るということもありうるか。

Q-2 利益を得る施設があっても良いか。

A 複数の事業団体が入ることはあり得ることで大丈夫である。ただし、民間事業者が入る場合は有償となるため整理は必要になると思う。

Q 地元側が考える利活用案の収集というのは、どのようにして集めるのか。

A 各地区によって様々である。例えば、公民館の運営審議会の後に参加者に聞いてみるところもあれば、自治会の集まりの際に話をしてみる地域もある。現時点で地元が考える案を取りまとめていただき、整理がついた時点で事務局にご連絡いただければ、必要な助言や支援をさせていただく。

(その他の意見)

・他市の廃校活用事例を視察した際に、地域のリサイクル用品を販売していた。そこを

運営するために必要な資金を多少なりとも増やす目的での販売であるが、そういったことも「地域による活用」として可能なのだろうとは思っている。

- ・活性化につながるのだから利益目的でも構わないと思っている。廃校事例活用集では成功事例をモデル的に出しているもので、吉田校区でもやったら良いというようなものもあるかもしれない。利益も出て、無駄なお金もいらず、地域全体が喜ぶようなことを知恵を絞りだして、幅広く考えていかなければならない。

(3) 及び(4) 吉田小学校の基本情報・平面図

跡地利活用対象施設となる吉田小学校について、建物敷地面積は5,249㎡、運動場面積は9,535㎡、校地面積は14,784㎡、校舎及び屋内運動場の延床面積が3,484㎡、935㎡といった基本情報を説明する。また、耐震基準についても、校舎は平成25年度に耐震工事実施済みであり、屋内運動場（体育館）は耐震基準を満たしていること、その他、空調設備のある教室についても説明を行う。

○意見・質問等はないか問う。

Q 利活用は建物だけになるのか。机や椅子等の備品類はどうなるのか。

A 現在の吉田町内5つの小学校の備品について、新小学校に持っていくものと現学校に置いていくものの仕分け作業を行っている最中である。細かな備品類は整理の最中だが、基本的に備え付けのロッカーや大きな棚はそのまま現校舎に残すことになると思う。

Q 例えば、この教室を使いたいとなったときに、エアコンを付け加える等、多少手を加えることは大丈夫だろうか。

Q-2 使用者が費用を負担しなければならないことはないか。

Q-3 高齢者が集う場として使いたいとなった場合に、校舎内のトイレを洋式トイレに全面的に改修してもらうことは可能か。

A 例えば、活用内容に応じて、委託先が改修費用を負担し、使い勝手が良いように改修したうえで使っていただくことは可能である。費用負担に関しては、どの団体がどのように使うかによって変わってくる。市が全部改修したうえで使っていただくというのは、なかなかできないと思う。内容によっては、国等の補助事業に該当する場合もあるため、事業主体がどこになるのかを考えていただくのが良いと思う。

Q 各団体に意見を聞くにあたり、事務局側からの発信は難しいのだろうとは思いますが、教室の改修等がどうなるのかがはっきりしない。

A 廃校と同時に学校としての用途が終わるため、教育委員会の予算で改修というのは

なかなか難しいところがある。目的に応じた補助制度の活用であったり、使用される民間団体の実費での改修という話になろうかと思う。補助制度については、事業の内容によって、農林部門や水産部門等の色々なものがあるため、利用目的の内容に応じて、事務局と地元の皆様とで相談をさせていただくようになる。

Q 行政利用としての避難所を整備するという話については、法的な理由なのか、それとも行政側の要望としての理由なのか。

A 行政側としてニーズのある部分について、体育館は今も避難所で位置づけられており、どこかに全面的に貸す等といったことはやめていただきたいというのがある。

Q 校舎の上の高いところに避難場所があった方が良いのではないかとも思う。

Q-2 津波のことを想定していないといけないと思う。

Q-3 一時避難は無理だとしても、二次避難、三次避難場所として、災害発生後に少し落ち着いたときに行って、避難用物資が助かっていれば使えるようにしたいという思いはある。

Q-4 吉田の避難物資は2階にある。それとは別に自主防災の関連で鶴間地区は73軒あるのだが、自主防災用の避難物資も学校に1つくらい教室を倉庫として使って管理できれば良いとも思っている。

A 浦知小学校の事例では、住民の方用の水や避難物資を校舎の上の方に1教室分入れている。避難物資の倉庫としての活用は十分に可能である。

Q 利活用案が出てきたときにどのような段取りで進めていくのだろうか。フォーマットのようなものがあれば進めやすい。具体的な利活用のイメージはあるが、それを形にしていくにはどのようにしていくのか。

A フォーマットというのはない。全ての部屋の活用案を決める必要はないが、複数案でも構わないので現時点での利活用案がまとまった時点で事務局にお知らせいただきたい。

Q 光熱費は、吉田小学校で大体どれくらいになるかわかるだろうか。光熱費は、使用分を利用団体に割って支払うようになるのだろうか。

Q-2 例えば、倉庫に使うだけなら光熱費はいらないということもある。そのような場合、光熱費は支払わなくてもよいのか、基本料金のような一定の料金を支払うようになるのか。

A 現在のような学校活動をすることによる光熱水費と、廃校後の利活用をする場合の

光熱費は異なると思う。物資を置くだけの倉庫に基本料金を支払うという話はないと思う。

Q 様々な団体があるが、例えば、校舎の1室に総合事務所のようなものがあったとしても良いと思う。その事務所の費用を賄うために、教室を利用する団体に貸して、負担をただいて運営するということは可能か。

A 地元が借り上げて、テナントとしてお貸しするイメージかと思うが、専ら営利を目的になるとなかなか厳しいとは思う。実費相当分を月額いくらでというかたちで運営することは問題ない。

Q あくまで地域にある程度貢献するという前提であるが、例えば、自治会等の様々な団体にこの教室は倉庫として月何百円あるいは年間何千円で貸して、収益を上げて、その団体の運営費を賄うことは可能なのか。

Q-2 例えば、不要品販売やリサイクル事業等で一定の収益を上げ、校舎の維持管理費も含めた団体の運営費を賄うことはできないか。

A 具体的な線引きまでは難しいが、問題はないと思う。

Q 基本料金は市が賄って、使用料だけ団体が負担するということはできないか。基本料金も含めて各地域で負担するのか。

Q-2 光熱水費は基本料金があるが、10団体と2団体では均等に割って支払う額が違い、大きな設備である校舎の光熱水費を2団体で支払うのは不可能な話である。

A そのあたりは明確には定まっていないところでもある。例えば、この部分は行政が対応可であったり要検討であったりという部分を積み重ねて検討していく必要がある。

4. 協議事項

(1) ～ (4) 協議の進め方及び利活用方法の参考事例、次回までの準備事項（案）、次回の協議事項（案）

(1) 協議の進め方については、「3. 説明事項の(1)及び(2)宇和島市学校跡地施設利活用基本方針（概要版）」における質疑応答のなかで説明を行っており、オブザーバーに関して、オブザーバーの選考は地元関係者で協議していただくのが望ましいことを説明し、その他の説明は割愛する。

(2) 利活用方法の参考事例では、利活用基本方針に沿った活用案の1つとして、社会体育施設としての活用も検討される旨を説明する。

(3) 次回までの準備事項（案）について、校区代表者からの連絡をもって跡地利活用

検討部会を開催し、準備を進めていただく旨を説明する

(4) 次回の協議事項(案)についても、「3. 説明事項の(1)及び(2)宇和島市学校跡地施設利活用基本方針(概要版)」における質疑応答のなかで説明を行っているため割愛する。

その他、この跡地利活用検討部会は令和6年3月までの部会であり、令和6年4月以降はなくなる旨も説明する。

○意見・質問等はないか問う。

Q アンケートをとったら良いという話も本部会の意見のなかで出ていたが、もしアンケートを作るとなった場合、地元が作成するのか。

A 地元に一任している。他の校区では、何かの会議や集まりのときに地元の意見を伺うような方法をとっている。アンケートを行うことは構わない。

Q もし相談事があれば事務局に連絡するが、一緒に協議をするのか、資料だけいただくようになるのか。

A 例えば、手続きの話であれば企画課にも参加してもらったりと、内容に応じて対応していく。

Q 利用案を事務局に提出するにあたっての様式はあるのか。

Q-2 追加資料の中にある要望書の様式に基づいて勝手に作っても構わないか。

A 追加資料のなかにある要望書を最終的に出していただくようになるが、利活用案の提出に現段階で決まった様式はない。仮案というかたちにはなるが、要望書をベースに作っていただいて構わない。

Q 九島小学校の事例で社会福祉法人に貸していると思うが、改修費用はその社会福祉法人が全て出したのか。

A 市が負担した。

Q 浦知小学校の民間企業が入る事例でも改修費用が必要と思うが、その民間企業が費用を出すのか。

A 協議会が負担すると思うが、国の補助や市や補助を使用するかについての詳細は把握できていない。

Q 事業が撤退したら、原状回復をするようになるのか。

- Q-2 民間企業が事業を行い改修をした後に、校舎を返すときはどうなるのだろうか。
改修した後、辞めるときは元に戻すというようになるのか。
- A 基本的に原状復旧になると思うが、話し合いながら決めていく。
- Q ガス等を持ち込んで調理するような場合、何か制限はあるだろうか。
- Q-2 学校の家庭教室の場合、保健所の許可は必要なかったか。
- Q-3 配食サービス等でお弁当等を作るとなると保健所の許可は必要となるだろうか。
- A 制限について、使用に必要な手続き等の確認は使用団体にしていただく。学校の家庭教室の場合は必要ないが、業務として使用する場合は食品衛生法上の許可が必要になるかもしれない。その点でも、誰がどのようなかたちで食品を提供するのかという部分を考えていく必要はある。
- Q これまでの利活用の事例で実施主体が2つ入っていたりするところはあるか。
- Q-2 鍵の管理はどのようにしていくのか。
- A 小池小学校の例では、地元の水産会社と大学が使っている。ただ、小池小学校は棟が分かれている。複数の実施主体が入る場合は、火事のとどこが責任をとるのかという話にもなる。そのため、区域責任を整理し、上手に管理できるようなかたちにしていくと良いと思う。
- Q 吉田小学校は広いということもあり、吉田校区に限らず、吉田町全体の何かを吉田小学校校舎の跡地で実施することに問題はないか。地域が了解していれば、他の校区の人も利用できるということで問題はないか。
- A 特に問題はない。

5. 閉会

15:40 跡地利活用検討部会終了